

第17回弁護士業務改革シンポジウム <第10分科会>

高齢社会におけるホームロイヤーの役割 ～高齢者へのトータルな支援を目指して～

第1 序	～高齢社会において求められる弁護士の役割	277
第2	モデル事業の成果と課題	280
第3	高齢社会におけるホームロイヤー	286
第4	ケーススタディ	291

第1 序～高齢社会において求められる弁護士の役割

昔から、医者と税理士と弁護士を知っていれば便利だといわれる。しかし、一般のサラリーマンで、日常生活において医者や税理士と比べると弁護士と接点をもっている人は少ない。少なからずの人は家族の誰かが病気になり、ホームドクターというほどでないにしても、近隣に「かかりつけの医師」をもっている。中小企業の経営者は、毎月、税理士に仕事をお願いして接触をもっており、サラリーマンでも、2 つ以上の所得がある人や不動産を売却する人は、年に1度は確定申告をするし、相続税の申告では税理士のお世話になる。その意味で税理士を知っている人は少なからずいる。

これに対し、弁護士は医師や税理士ほど親近感をもたれておらず、敷居が高く、お世話にならないにこしたことはないと考えている人が多い。その要因として、離婚等のトラブルは一生のうち1度あるかないかのことであることや費用の問題がある。また、刑事事件になった時、悪人を弁護する弁護士に違和感がある人もいる。これらのことが重なり、弁護士イコール暗いイメージで見られ、できるならば関わりをもちたくないと考えさせるのであろう。

しかし、65才以上の高齢者は約3000万人、要介護状態の人は約500万人、1人暮らしの高齢者は約440万人にのぼるとされる今日の超高齢社会における高齢者の法律問題は、これまでとは全く異なる様相を呈する状況になっている。具体的にいえば、リフォーム詐欺や悪質な訪問販売などの消費者被害の増加、70才を過ぎて心身に衰えができてきた時の財産管理、認知症になった時の成年後見人、医療や介護サービスの契約と後見人の関与などの要請の高まりなどがそれである。これらの出来事は、普通の高齢者が日常の生活を営むうえで、法的紛争や法的解決を常に求められる時代になったことを意味する。超高齢社会では、弁護士の関与が不可欠な事案が増加し、従前のようにトラブルが発生してから弁護士に頼むのではなく、高齢者が普通の生活を営むために弁護士を必要とする時代になったということである。また、親子関係の長期化に伴っての相続、遺言の問題も従前と大きく変化してきている。さらに、有料老人ホームの契約と任意後見人などによる財産管理や特別養護老人ホームの入居や介護事故の問題、そして高齢者の虐待の問題などは、極めて今日の問題であり、高齢者の福祉に詳しい弁護士の関与が強く求められている。

これらの諸問題に適切に対応するには、これまで弁護士と全く縁がなかった多くの高齢者が、弁護士と日常的に交流をもつ必要がある。それには、気軽に相談できて、フットワークが軽く、それでいて低額の費用で長期にわたって親身に相談に乗ってくれる弁護士が不可欠である。したがって、高齢者の財産管理を適切にしてくれる、任意後見人や遺言の執行をしっかりとしてくれるホームロイヤー（弁護士）がいたならば便利であると感ずるはずである。

ところが、このように、高齢者が弁護士を日常的に求めているのに、弁護士の方が高齢者の需要に対応できていないのが実情である。その背景には、これまでの弁護士は、個人の相続、離婚、交通事故などの事件を担当しながら、主として企業や個人の経済活動に伴

うトラブル回避やトラブル処理を担当してきたことがある。旧来タイプの弁護士は、個人の相続等の事件は別として、経済活動からリタイアした高齢者を福祉や医療の対象としか考えていなかったのではないか。そして高齢者の福祉問題等は得手ではないとして、弁護士の方で敬遠してきたのではないか。特に 20 年以上の経験のある弁護士は、新しい分野に関与しなくても十二分に生活がこれからもできるとの思惑から、高齢者問題を重視しようという姿勢を積極的に示さなかったのではないだろうか。

しかし、高齢社会の到来は既に述べたように、高齢者問題への弁護士の関与の必要性を非常に大きくしている。人生 90 年、100 年を高齢者本人が人間らしく生きていくための方策を考えていかなければならない。高齢者の正当な権利を擁護し、相続人がいない高齢者の死後の事務処理（財産の寄付・納骨等）にも適切に対応しなければならない。これらの業務を適切に解決することが、今日の弁護士の社会的使命である。ここに高齢者のためのホームロイヤーの必要性と、弁護士の高齢者問題関与の理由がある。

高齢者の悩みには、相続、遺言、成年後見などは勿論、介護、医療などの福祉と保健のことなどがあり、高齢者の相談にのるホームロイヤーはそれらに相当程度の知識を持っている必要がある。そして高齢者の生活の安定を第一に図ることが大切である。そのためには、高齢者の相談にのるホームロイヤーは社会福祉士、医師、行政、福祉の専門職の人々と適切な連携を図り、高齢者の悩みにワンストップ型で対応できることが望ましい。

以上の概観から、高齢社会において弁護士の関与が不可欠となる理由は次の 4 つである。

第 1 は、高齢化に伴い、判断能力に難がある人が増え、財産管理や後見などの援助が必要であることである。

第 2 は、家族の変容に伴い、一人暮らしの高齢者が増え、財産管理を含むさまざまな生活上の援助（介護サービスを含む）を必要としていたり、消費者被害にあう人が増えており、法律家の関与が必要となっていることである。

第 3 は、介護の長期化、費用負担なども関連し、高齢者虐待も増加し、高齢者の生命、身体の安全を護るためには人権擁護の専門家である弁護士が、市町村あるいは関係諸機関などと協力関係を持ちながら活動することが必要となっていることである。

第 4 は、社会の複雑化と家族の変容の中で遺言、相続のあり方がこれまでと大きく変わり、高齢者の生活の安定を基本として人生の最後のステージまで人間らしい生活を護るための相談と解決の必要が出てきていることである。

これら 4 つの事態に最も適切に対応できるのは紛争解決に習熟し、高い専門性をもっている弁護士である。基本的人権を護り、社会正義の実現を使命とする弁護士である。高齢社会を生きぬくには、高齢者のための専門弁護士が必要不可欠である。

日弁連の高齢社会対策本部において、2009 年から高齢者向けの無料電話相談と出張相談をモデル事業の形で全国各地の弁護士会で行った。その結果、通常法律相談の 5 倍ないし 10 倍の相談があった。相続、遺言で悩んでいる高齢者、成年後見、財産管理や消費者被害などで困っている高齢者からの相談である。

高齢者問題はとかく高齢化率が高い地方都市や過疎地の問題であると考えられている。しかし、各種の統計から東京、大阪などの大都市においても、地域によっては地方都市と同等あるいはそれ以上に高齢化率が高いところが少なからず存在する。例えば、東京都台

東区では 22.8%，千代田区では 20.2%，大阪市西成区では 29.1%，神戸市兵庫区で 25.9%である（以上 2005 年調査）。10 年後には現在高齢化率が 20%前後のところも今後 25%ないし 30%に増加していく可能性が高い。また，高齢化率の高い地域では，一人暮らしの高齢者の出現率も高く，平均 40%前後となっている（河合克義「大阪市のひとり暮らし高齢者と社会的孤立」法律文化社）。ひとり暮らしの人が増加することはそれだけ弁護士関与の必要性が増加することでもある。

日本社会の高齢化という現状において，弁護士は長年にわたって社会の進展のために貢献してきた高齢者のため何をすべきかが問われている。特に現在 80 才ないし 90 才の人は戦争で家族を失いながらも高度経済成長を成し遂げ，子どもたちの生活を豊かにしてきた人々である。そんな高齢者の方々が一人暮らしになり，認知症になったからといって粗末にされるようなことがあってはならない。弁護士は高齢者の所得の有無にかかわらず，高齢の方々が長年大切にしてきた生き方を尊重し，その人らしく生きる生活が充実するよう，全力をあげてバックアップしていく必要がある。

第2 モデル事業の成果と課題

1 モデル事業実施の経緯と目的

わが国は、4人に1人が高齢者という時代から3人に1人という時代に突入しようとしている。今後の日本社会の状況を見通しながら、地域の実情および弁護士会の規模に適した高齢者への法的支援はどうあるべきかを検証するため、2009年6月に発足した日弁連高齢社会対策本部は、同年12月から現在までの2年半余りの間に12のモデル事業を展開した。

モデル事業の意義は、超高齢社会において、相談を中心とする高齢者に対する法律支援の在り方を検討し、同時にこうした事業のための人材養成を実践することであった。

同事業の中心的課題は、まず高齢者を問題解決の糸口を握る弁護士にどのようにつながるかという点にある。具体的には、①電話による無料相談窓口の設置と②出張相談の開始あるいは拡充の2本立てがこれにあたる。そしてモデル事業を展開するにあたっては、地域により異なる実情を踏まえる必要があり、その方策を考えることが必要であった。

2 これまでに実施したモデル事業の概要

(1) 日弁連が今日までに実施した12のモデル事業のそれぞれの特徴は後掲の通りであり、次のように大別される。また後発のモデル事業では、これらの複合型もある。なおモデル事業の実施期間は、概ね3か月間である。

① 一般市民向けの相談窓口の新規開設型

弁護士会において、一般市民向けの高齢者相談窓口を新規に開設し、あるいは既設の窓口を活性化させ、常設の面談相談、電話相談、出張相談を実施する内容のモデル事業であり、鳥取県（第1期は鳥取地区及び米子地区、第2期は倉吉地区も加え実施）、福島県（郡山地区を中心として）で実施した。

弁護士会が相談窓口という、いわば看板を掲げることにより、ニーズの掘り起こしを行うことが目的であった。

② 社会的支援者との連携協力によるニーズ掘り起こし型

弁護士会が高齢者と日常的にかかわっている地域包括支援センターや行政機関など、いわゆる社会的支援者と連携することによって、高齢者の弁護士へのアクセスを改善しようとするモデル事業であり、社会的支援者の元へ弁護士が出向いて出前相談や講演会を行うことで需要の掘り起こしを行うもので、愛知県や福岡県筑後部会において行った。

また、大分県では臼杵市において行政機関との連携モデル事業を行った。

③ 電話相談の合同窓口新設による複数単位会の協力

北海道全域をカバーすることを目指し、道内4会が協力連携して（協定書）無料の電話相談（愛称、北海道“ホッとライン”）開設し、札幌がまず電話を受け、

従来のそれぞれの相談窓口につなぎ、高齢者に最も近い会において面接相談、出張相談や事件受任につなぎ流れで、フォローアップを行うものであった。

(2) 精通弁護士養成の研修

高齢者問題に取り組む弁護士には、一般の法律知識のみならず社会福祉等の幅広い知識やノウハウが必要とされる。そのため、高齢者を支援する弁護士の研修体制が必要であり、各地のモデル事業を開始するに当たり、集中的に相談担当弁護士の研修が行われた。

(3) 業務提携先の開拓

モデル事業の中でも、静岡県弁護士会では、NPO法人遺言・相続リーガルネットワークとの連携により、遺言・相続問題を中心とした地元金融機関、保険会社との連携を図るスキーム作りを行った。

3 モデル事業の成果

(1) 多くの地域で高齢者問題について弁護士による相談の需要が高い

モデル事業を実施した弁護士会では、それまで弁護士会として相談件数ゼロといった地域でも、1 か月間で相談件数が二桁になり、また概ね連日相談件数があるようになった。

鳥取県では、モデル事業以前に、弁護士有志が他業種と協働して立ち上げた成年後見ネットワークが存在したが、設置主体や業務内容もまちまちで、弁護士会には高齢者相談の窓口がなかった。モデル事業第1期の相談件数は、136件、第2期の相談件数は134件であり、「高齢者支援センターとっとり」の看板を掲げることで、弁護士が高齢者問題にかかわることを明確にすることができた。また、高齢者からの直接の相談に加え、従来、高齢者の相談にのっていた行政機関などから弁護士会の相談窓口への紹介も可能となり、需要の掘り起こしがなされた。

福島県では、相談センター開所1か月間で相談56件を記録した。モデル事業の期間経過後は、同県弁護士会の相談センターとして定着し現在も活動を続けている。

(2) 高齢者が安心して相談できるための社会的支援者や仕組みがニーズを引出す

中規模、大規模会では、すでに面談相談、電話相談、出張相談等の相談メニューは一通り整備されていたが、相談実績が伸び悩んでいた、出張相談は殆どなかったという実情があった。そこで、相談をいかに活性化するかという目的のもとに、愛知県、福岡県筑後部会、横浜では、地域包括支援センターその他高齢者と日常的に触れ合っている施設やそこで介護ほかにあっている福祉関係者との連携協力を図った。弁護士会の呼びかけに対し、多数の施設から市民向けおよび福祉関係職員向けの研修会の応募があった。

愛知県では、3か月間に20件の講演会とこれに併設した相談会が開催された。うち11件は市民向け講演会の依頼、9件は福祉関係者の研修であった。それまで年間の出張相談が数件であったのに対し、3か月間に26件の相談があった。相談場所は、地域包括支援センターのほか、病院、役所、自宅などで、地域包括センターでの相談は12件(46%)、受任に至ったものは8件(30%超)である。

福岡県筑後部会では3か月間に20件の講演および相談会、11件の出張相談があ

った。

横浜では、県下 258 の地域包括支援センターにビラを配布したところ、31 件の申し込みがあった。

鳥取県の第 1 期では、電話相談の窓口インテークを社会福祉士が担当することとし一定の成果を上げた。

(3) 相談窓口が定着すれば、継続相談や連携も増加する

横浜では、6 か月間のモデル事業に 249 件の相談があり、継続相談は 33 件 (13.2%)、受任件数は 14 件 (5.6%) であった。

北海道弁連は、3 か月間のモデル事業期間内に 96 件の電話相談があり、30 件について、面談相談や弁護士の派遣に移行した。小規模会管轄の相談は 18 件あり、受任に至ったケースもあった。北海道弁連との共催で開始されたモデル事業は、期間後も北海道弁連の事業として継続して行われている。

(4) 相談内容としては、遺言・相続問題、財産管理、成年後見、高齢者を取り巻く家族問題の合計が半数を占める傾向

福岡県弁護士会筑後部会での相談内容は、遺言、財産管理、家庭問題が各 14%、消費者が 8.3% であった。

横浜では、6 か月間 249 件の相談があり、成年後見 33 件、財産管理 28 件、相続 28 件、債権債務問題 17 件、消費者被害 11 件、生活保護 10 件、遺言 9 件、施設関係 8 件、離縁・離婚 7 件、医療福祉サービス 6 件、損害賠償 5 件、虐待 4 件等であり、上位 3 つの分野が占める割合は、41% となる。

宮崎県では、24 件中 9 件が遺言、相続問題であり、その他年金 2 件である。鳥取県の相談のうち、第 1 期は、財産管理、遺言・相続、家庭問題、成年後見の相談が、133 件中 77 件 (57.89%) を占め、第 2 期では、同様な 4 つのジャンルの総計が 44% を占めた。

4 今後の課題（弁護士の関わる業務の視点から）

(1) 高齢者問題にかかわる弁護士の不足

モデル事業の実施にともない、相談を担当する弁護士の募集、研修を行った。実施会と日弁連の協力のもと、実施期間にモデル事業の相談を担当する弁護士には、各会上げて多くの会員の参加を得た。しかし、多くの会では、少しずつ若い世代の弁護士が増えているというものの、高齢者問題に精通する弁護士をたくさん抱えているという状況にはなかった。

(2) 高齢者問題に対する弁護士の意識改善の必要性

高齢者問題に精通する弁護士が少ないこと理由は、登録会員数の少ない会では、そもそも会員が多重会務状態にあることも一因であるが、高齢者（障がい者を含む）問題というと、権利擁護の側面ばかりが強調され、相談業務から、成年後見や財産管理ほかの事件受任につなぐという意識が弁護士の側に醸成されてこなかったというところにもあると思われる。弁護士の意識改善が必要とされる場所である。

(3) 弁護士が高齢者にかかわる法律問題の担い手であることを定着させる必要性

各地のモデル事業において、弁護士が高齢者の問題に相談にのってくれるとは思

っていなかったとの声が聞かれた。高齢者、その周辺にいる家族、福祉・医療などの社会的支援者など市民の多くが未だ高齢者問題の解決の担い手として、弁護士を想起できていないという実情が明らかになった。

- (4) 高齢者問題の多くは一過性のものでないことが多く、継続的な関わりから、中心的な課題が見えてくるため、継続的なフォローアップを必要としている

消費者被害の解決から財産管理や成年後見等の予防的な法律問題に移行する必要性が少なくなく、家族の絡む問題では、本人の財産管理だけではなく後継者問題を抱えている事例もあり、継続的な関わりから真に必要な法律業務の課題が見えてくることもある。高齢者の能力や取り巻く環境が変化していくことから継続的なフォローアップが欠かせないところである。

- (5) 福祉・医療の専門家との連携が不可欠であり、そのような認識と体制をもって相談業務にあたるべきである

インテークを社会福祉士が担当することによって相談がスムーズに行われたり、出先の相談場所の提供を受けたりすることは有用なことであった。高齢者の身近にいる福祉や医療分野の専門家が、高齢者を弁護士につないでくれることが少なくなく、高齢者の日常生活を的確に観察している実状を踏まえて、相談や問題解決にあたるのが肝要であるという認識は、弁護士全体からみれば、なお薄い状況といわなければならない。弁護士業務にとって、比較的新しい高齢者にかかわる分野の潜在的なニーズを開拓するために、福祉や医療の専門家とのネットワークを構築していく必要がある。

- (6) 高齢者にかかわる業務は高齢者の生活全体をトータルに支えることであるという認識の必要性

高齢者の相談の内容は多岐にわたり、高齢者の家族、財産その他生活全般に直結する問題を多く含む。例えば、財産管理にかかわる問題は、信頼できる親族と同居しているかどうか、一人暮らしかどうか等の生活形態と結びついている。また、成年後見に関する相談は、判断能力に関する判断を前提とするが、このような手続きを必要とする場合、その端緒として、消費者被害のようなトラブルを抱えていたり、本人に代わって財産管理をする必要性が生じていたりする。

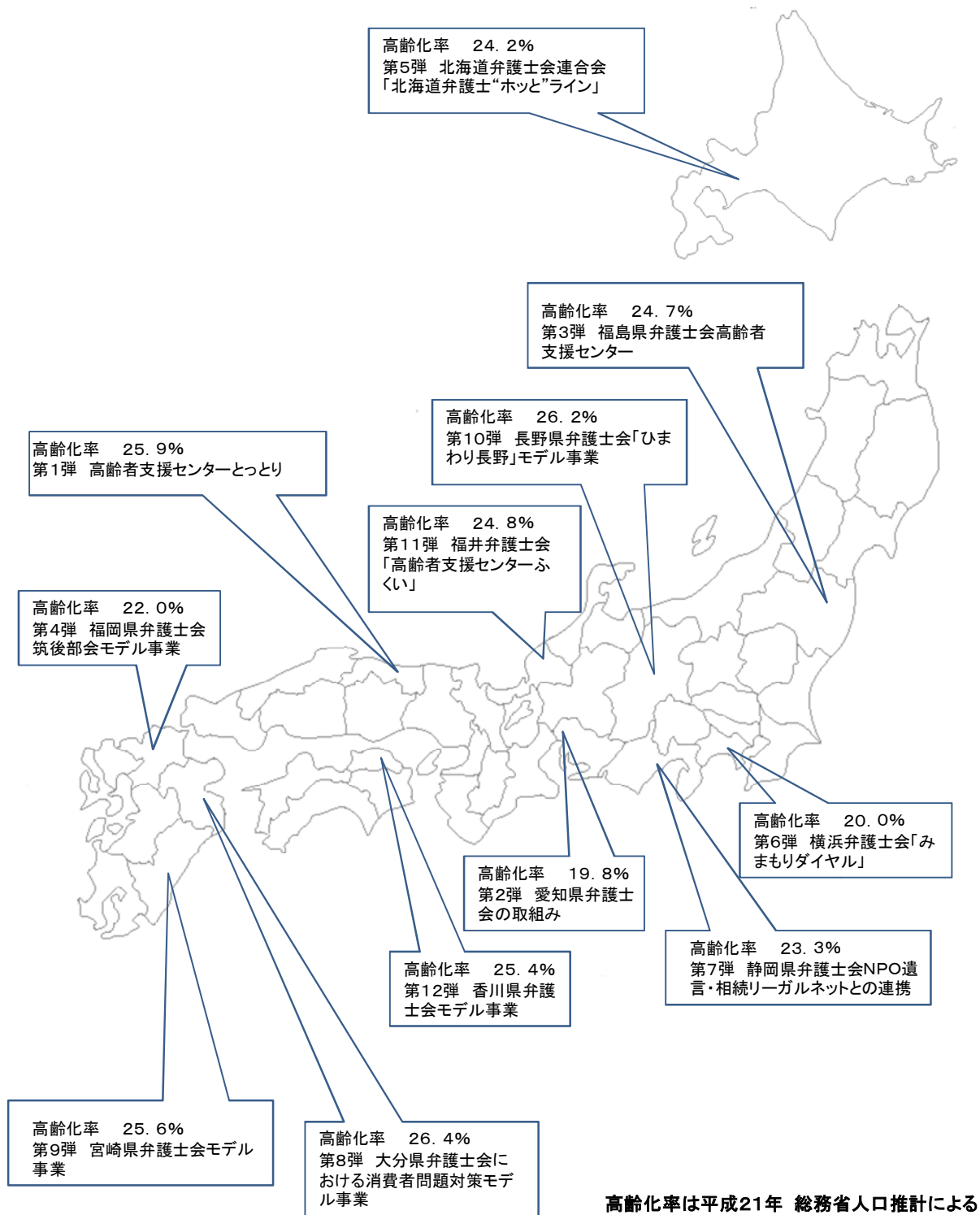
モデル事業の相談内容から、高齢者にかかわる法律問題はトータルな支援が必要とされることがあらためて浮き彫りとされた。

- (7) まとめ

一高齢者の最善の利益を支える専門家として、定着したポジションを得る

高齢化の進行とともに、法律問題を抱える高齢者の潜在的ニーズは増え続けており、その担い手の必要性もまた増加している。モデル事業の相談において見られた多くの事例では、高齢者の置かれている生活環境、家族関係のために、本来あるべき高齢者の最善の利益が図られないまま不自由な生活をしているという実情があった。

我々弁護士が高齢者の権利擁護の第一人者であることを強く市民にアピールし、超高齢社会において、高齢者の最善の利益を支える法律専門家として確固たる、かつ定着したポジションを占めることが極めて重要である。



各地における高齢者相談モデル事業の展開

第1弾 「高齢者支援センターとっとり」

- ・小規模弁護士会の現状・・・少人数で大量の会務を担っている等、人的・物的基盤が弱いことによる共通の問題を抱えている。
- ・【実施内容】
 - ①無料電話相談 } センター内で実施する他、担当弁護士の事務所でも随時実施する。
 - ②無料面談相談 }
 - ③出張相談(有料だが、資力要件により法テラス利用が可)
- ※本人・家族以外に、高齢者の生活支援者からの相談も可
- ・【実施期間】2009年12月7日～2010年2月25日(第1期)、2010年5月7日～7月30日(第2期)、2011年3月3日～5月30日(第3期)

第2弾 愛知県弁護士会の取組み

- ・中・大規模弁護士会の現状・・・相談窓口は整備されているが、相談件数が少ない。どう活性化させるかが問題 →社会的支援者・機関を介在させた相談体制の検討
- ・【実施内容】
 - ①地域包括支援センター、社会福祉協議会、施設等における「ミニ講演会・研修会＋無料法律相談会」の開催
 - ②地域包括支援センター、社会福祉協議会、施設等における
 - ③相談担当弁護士の事務所における随時面談相談(有料相談)
- ・【実施期間】 2010年1月25日～2010年4月23日

第3弾 福島県弁護士会高齢者支援

- ・郡山支部での実施。郡山は県の中心に位置し、県内各地からのアクセスが良い。弁護士数が多い。
- ・【実施内容】
 - ①無料電話相談 } センター内で実施する他、担当弁護士の事務所でも随時実施する。
 - ②無料面談相談 }
 - ③出張相談(有料だが、資力要件により法テラス利用が可)
- ※本人・家族以外に、高齢者の生活支援者からの相談も可
- ・【実施期間】 2010年4月1日～2010年6月30日

第4弾 福岡県弁護士会筑後部会モデル事業

- ・筑後部会での実施・・・無料電話相談は実施されておらず、面談相談、出張相談の利用実績も少ない。
- ・【実施内容】
 - ①無料電話相談(筑後高齢者支援センター)
 - ②地域包括支援センター、社会福祉協議会、施設等における「ミニ講演会・研修会＋無料法律相談会」の開催
 - ③地域包括支援センター、社会福祉協議会、施設等における随時無料出張相談の実施
 - ④精通弁護士の養成・研修
- ・【実施期間】 2010年5月11日～2010年8月9日

第5弾 北海道弁護士会連合会「北海道弁護士“ホット”ライン」

- ・単独での電話相談事業実施が困難な小規模会においても電話相談のニーズに応えるための一方策として、近隣の中・大規模会との連携により実施する方法を検証する。
- ・【実施内容】
札幌弁護士会において無料電話相談を実施し、旭川・函館・釧路の各単位会は、電話相談後に面談相談や出張相談(有料)が必要な管轄区域内の案件について対応する。
- ・【実施期間】2010年8月2日～2010年10月25日

第6弾 横浜弁護士会「みまもりダイヤル」

- ・成年後見、遺言相続、財産管理など的高齢者に関わる総合的な相談窓口を新設し、県内の包括支援センターほかとの連携を図って、電話、出張相談の充実を図る。
- ・【実施内容】
 - ①無料電話相談
 - ②地域包括支援センターにおける「講演会」と「無料法律相談会」の開催
- ・【実施期間】2010年10月～12月(第1期)、2011年1月～3月(第2期)

第7弾 静岡県弁護士会におけるNPO法人遺言相続リーガルネットワークとの連携モデル事業

- ・遺言・相続分野において、適正な遺言がなされ、また、適切な相続手続が実施されるためには、弁護士の関与が欠かせないことを一般市民にアピールするとともに、NPO法人遺言・相続リーガルネットワークと連携し、この分野における相談体制の整備を行う。
- ・【実施内容】
 - ①NPO法人と連携し、県内の公証役場や金融機関との関係構築を行うことにより、弁護士紹介の仕組み作りを行う。
 - ②市民向け講演会、遺言・相続相談会の実施
- ・【実施期間】2010年9月20日～2011年3月31日

第8弾 大分県弁護士会における消費者問題対応モデル事業

- ・自治体と連携して法律相談会や講演会・勉強会を開催し、これらを通じて高齢者をめぐる法律問題に取り組む各機関が、相互理解の下、具体的なネットワークシステムを構築して「連携」を深めることを目指す。
- ・【実施内容】
 - ①消費者問題に関する無料法律相談会の実施
 - ②消費者被害を事前に覚知するためのネットワークの構築
 - ③講演会・勉強会の実施
- ・【実施期間】 2011年1月21日～2011年4月5日

第9弾 宮崎県弁護士会モデル事業

- ・山間部の過疎地域が多く偏在する宮崎県は、一方で、弁護士は宮崎市に集中しており、高齢者の弁護士へのアクセス障害があるものと予想された。そのため、宮崎県弁護士会で従来から実施されている週1回の夜間の電話相談(夜間テレフォン相談)に加えて、昼間の時間帯に高齢者(障がい者を含む)からの電話相談を受けることにより、その需要を検証するもの。
- ・【実施内容】 無料電話相談
- ・【実施期間】 2011年2月5日～2011年3月25日

第10弾 長野県弁護士会「ひまわり長野」モデル事業

- ・長野県弁護士会では、高齢者問題の継続的な電話相談を実施していなかった。7つの地域支部(在住会)のうち、松本地域で県内全域の電話相談を受け、面談・出張相談が必要な場合には、各支部(在住会)につなぎ、県内の高齢者相談のコールセンターとする。地域包括支援センター等行政、福祉関係機関及び社会福祉士会との連携強化を図る。
- ・【実施内容】
 - ①無料電話相談(県内全域)
 - ②地域包括支援センター、社会福祉協議会、施設、公民館等における「市民向けミニ講演会(もしくは福祉関係者向けミニ研修会)＋無料法律相談会」の実施(松本地域のみ)
- ・【実施期間】 2011年5月13日～2011年8月4日

第11弾 福井弁護士会「高齢者支援センターふくい」

- ・これまで福井弁護士会では、福井県社会福祉協議会の実施する高齢者相談に協力する形で、高齢者相談に対応していたが、法的サービスへのアクセス障害が大きい高齢者に対して、十分な相談体制が構築されてこなかった。高齢者の法的サービスの需要掘り起こしをかね、高齢者相談の必要性の検証のため、アクセスの容易な無料電話相談を実施。
- ・【実施内容】週2回の無料電話相談
- ・【実施期間】2011年7月4日～2011年9月29日

第12弾 香川県弁護士会モデル

- ・弁護士会も参加する福祉関係機関を利用した法律相談において、福祉業務に携わる職種の人々に弁護士による法律支援活動を認知してもらうとともに成年後見制度の利用に向けて周辺領域を支援し、ワンストップ対応できる法律相談の環境整備を行う。
- ・【実施内容】
 - ①無料相談(来所、電話)
 - ②出張講話&出張無料相談
- ・【実施期間】 2011年10月8日～2012年1月7日

第3 高齢社会におけるホームロイヤー

1 財産管理と財産承継

- (1) 高齢者やその家族からの法律相談は、消費者被害、介護事故、虐待など多岐にわたるが、高齢者に特有の典型的な相談といえば、やはり①認知症等により判断能力が低下した場合に自分あるいは家族が生活していけるだろうかという財産管理の問題（成年後見、信託など）、②その後、自分が死亡した場合、家族等にどのように財産を承継させればよいだろうかという財産承継の問題（遺言、信託など）の二つであろう。
- (2) 世の中に目を向けてみると、近年、この二つの問題に対する関心が非常に高いことが分かる。キオスクやコンビニでは遺言、成年後見、葬儀、お墓など老い支度を集める雑誌等を頻繁に目にするし、書店や文房具売り場では自筆証書遺言の作成を支援する「遺言キット」なる商品が品切れ状態である。市民向けの遺言セミナーは参加者で溢れ、最近では、ライターや税理士等と温泉に浸かりながら遺言を作成する「遺言ツアー」なる旅行パッケージなども販売されている。統計を見ても、2009年度の公正証書遺言の作成件数は7万7878件であり、10年前の1.4倍、20年前の1.9倍である¹。成年後見制度の利用件数も、2009年の利用件数は2万7397件であり、制度が開始された10年前の2.7倍に増加している²。団塊世代が高齢期を迎え、3～4人に1人が65歳以上という超高齢化社会に突入した現在、財産管理と財産承継という二つの問題に対する世間の関心の高さは今後も続くと思われ。
- (3) したがって、私たち弁護士が高齢者の支援をしていくにあたっては、まずはこの財産管理と財産承継の二つの問題に適切に対応しなければならないということになるが、これまで弁護士あるいは弁護士会は、この二つの問題について必ずしも十分な対応をしてきたとはいえないように思う。「相談があれば乗りますよ」的なきわめて受身的な対応をしてきたのではないだろうか。それが原因であるか否かは分からないが、財産管理については、各地の弁護士会の高齢者・障がい者支援センター等において家裁に対する後見人の推薦などを行っているが、統計資料によると弁護士の受任件数は同じ専門職後見人である他士業と比較して大きく伸び悩んでいる状態である³、遺言作成、遺言執行等の財産の承継の分野では、関与する弁護士はきわめて少なく、信託銀行や他士業の独壇場になっているのが現状である。公証人からも、公正証書遺言のうち弁護士が関与して作成されるものは1割にも大きく満たないという話を聞く。このままでは、高齢者の財産管理、財産承継について弁護

¹ 日本公証人連合会調べ

² 最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況－平成21年1月～12月－」参照

³ 最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況－平成21年1月～12月－」によると、2009年の専門職後見人の内訳は、弁護士2,358名（前年度4.1%増）、司法書士3,517名（前年度24%増）、社会福祉士2,078名（前年度26.8%増）となっている。

士、弁護士会の果たす役割はきわめて限定的になってしまう可能性があり、もっと危機感をもって対応しなければならない。弁護士は、信託銀行や他土業のような職務上の制約がなくあらゆる問題に対応することができ、（言うまでもないことであるが）豊富な法的知識、経験を有し、交渉や紛争解決にも長け、高齢者の支援を最も期待された専門職のはずである。弁護士、弁護士会は、期待された役割をしっかりと果たすことができるよう高齢者の財産管理、財産承継のテーマに対し積極的に取り組まなければならない。

2 三つの視点

弁護士あるいは弁護士会として高齢者の財産管理、財産承継に積極的に取り組むにあたっては、これまでの発想を少し変え、三つの視点が必要ではないかと思う。

(1) トータルに支援する視点

まず、高齢者を「トータルに支援する」という視点である。これまで、遺言の作成はするが、財産管理の方はよく知らないし経験もないから敬遠するという弁護士が多かったのではないだろうか。しかしながら、遺言の作成を希望する高齢者は、ほとんど間違いなく生前の財産管理や葬儀、お墓等の死後事務に関心を有し、何かしらの対応をしたいと希望していることが通常であり、遺言の作成支援だけでは不十分である。また、そもそも生前の財産管理と財産承継は密接に関連しており、その一方にしか対応出来ないという意味でも不十分である。例えば、任意後見人等として生前の財産管理をしっかりとやってくれた者にお礼として財産を遺贈するということもあるだろうし、いくらしっかりした遺言をしても、生前の財産管理が不適切で財産が散逸してしまえば遺言をした意味が失われてしまう。現に、公証実務では、元気なときの財産管理契約、判断能力が低下したときの任意後見契約、死亡したときの公正証書遺言を「三点セット」と呼び、そのすべてを作成するということが原則的な対応とされている（公証人によっては、死後事務委任契約や尊厳死公正証書も一緒にということで、四点セット、五点セットなどと呼ぶ者もいる）。判断能力の低下、死亡という事象は、時間的な経過によってすべての者に必然的に生じるのであり、弁護士としては、遺言の作成について相談を受けた場合には、生前の財産管理の希望についても汲みとってアドバイスをする必要があるし、逆に、財産管理の相談の場合には遺言作成についても確認、アドバイスをする必要があるとあり、高齢者をトータルに支援できなければならない。

(2) 継続的に支援する視点

次に、高齢者を「継続的に支援する」視点である。これまでも、弁護士は様々な場面で高齢者の支援を行ってきたが、その多くは、既に発生したトラブルを事後的に解決するための一時的、スポット的な関わりというケースが多かったのではないかと思う。弁護士である以上、発生したトラブルに対応することはもちろんであるが、現在、求められているのは、それだけでなく、死後の財産承継も含めた生活の設計、支援、死後事務の処理、死後の財産承継など、その高齢者の家族関係、生活、財産をよく理解し、その高齢者を長期にわたり継続的に支援することである。高齢者が相談したいときにはいつでも安心して相談できる継続的な関係、言わば、かか

りつけ医であるとか、会社の顧問弁護士のような役割が高齢者の支援でも求められているのである。

(3) 福祉・医療専門職や専門機関との連携の視点

最後に、「福祉・医療専門職や専門機関との連携」の視点である。トータルかつ継続的に支援する視点が必要であると述べたが、これは支援の全てを弁護士が担うという意味ではない。高齢者の支援、特に財産管理を支援するにあたっては、その高齢者の介護、医療等についても対応しなければならないケースがあるが、弁護士として、介護、医療にまで全面的に関わることは困難である。弁護士としては、任意後見人等に就任する場合に司令塔的な役割を果たすことはあるかもしれないが、地域の福祉機関や医療機関と連携し、皆でその高齢者を支援していくということにより、高齢者にとっても、複数の専門家が、その専門に応じた関わりをしてくれる方が安心である。

3 高齢社会における「ホームロイヤー」

(1) 今後、超高齢化社会に対応するためには、私たち弁護士は、これまでの発想を少し変え、このような3つの視点をもって対応していかなければならない。そうでなければ高齢者のニーズに適切に応えることはできず、その信頼を得ることはできないであろうし、私たち弁護士の使命である高齢者の権利擁護を図ることもできない。また、弁護士の活動が高齢者分野に広がることは、増加する若手会員の業務対策のひとつにもなりうる。

(2) そこで、本シンポジウムでは、この3つの視点をもって高齢者に対応する弁護士のことを「高齢社会におけるホームロイヤー」と呼ぶことにして、今後、広く社会に浸透させていきたいと考えている。もともと、「ホームロイヤー」とは、市民生活に密着した分野を取り扱うかかりつけ弁護士や個人の顧問弁護士のことを言い⁴、近年では、高齢者を見守る弁護士を呼んでいるが、本シンポジウムをとおして、改めて、この3つの視点を考慮した「高齢社会におけるホームロイヤー」の具体的なあり方や契約のすすめ方について検討してみたい。概要は以下のとおりである。

① 多くの依頼者は、自分の老後に漠然とした不安を抱いているが、その不安は必ずしも明確ではなく、そもそもどのようなことを準備したらよいのか、どのようなことを弁護士に依頼できるのか分からないことが多い。また、当然のことであるが、一度会ったぐらいでは自分の老後を任せられる信頼すべき弁護士であるかどうかの見極めもつかない。そこで、「高齢社会におけるホームロイヤー」では、いきなり遺言や財産管理契約等を作成、締結するのではなく、最初に、今後の老後における課題と対策を検討し、また、依頼者と受任弁護士との信頼関係を築くためのランディング期間を設けることとし、このランディング期間における基本

⁴ 【大辞泉（小学館）】ホームロイヤー《(和)home+lawyer》

個人や家庭の法律問題の相談相手となる弁護士。毎月一定の顧問料を支払う、かかりつけの弁護士。顧問弁護士。和製英語「ホームドクター」からの造語。英語では、family lawyer という。

契約を「ホームロイヤー契約」と呼ぶことにする。契約の具体的な内容は、ア. 定期的な見守り(面談, 電話, FAX等の手段による), イ. 日常的な法律相談, ウ. 老後の生活設計等を検討する「ライフプランノート」の作成である。

- ② ランディング期間において重要なのは「ライフプランノート」の作成である。これを作成することにより, 依頼者の老後における課題が整理され, 作成作業をとおして, 老後を託すべき弁護士との信頼関係を築くことができる。また, 弁護士としても継続的な支援をしていくために依頼者の希望等を正確に把握することができる。なお, 本シンポジウムにあたり, 「ライフプランノート」のモデルを作成してみたので, 参考にして頂きたい。パネルディスカッションでは「ライフプランノート」の取り扱い等についても検討してみたいと思う。
- ③ 依頼者と受任弁護士は, 数か月間を目途にこの「ライフプランノート」を共同で作成し, その内容に従い, 具体的な財産承継や財産管理等の契約を行う(オプションの選択)。基本的なオプションとしては, ア. 任意後見契約, イ. 任意の財産管理契約, ウ. 死後事務委任契約, エ. 遺言作成(遺言執行者就任)などがあり, またケースによっては, オ. 信託の活用, カ. 尊厳死宣言公正証書等のリビングウィルの作成などが考えられる。その後, 選択したオプションの内容に従って, 継続して高齢者を支援していくことになる。

4 「高齢社会におけるホームロイヤー」を広めるための課題

このような「高齢社会におけるホームロイヤー」を広めるためにはどうしたらよいか, パネルディスカッションを通して議論を深めてみたいと思うが, 予め課題を整理しておく以下のおりである。

(1) 弁護士に対する社会のイメージ

もともと, 私たち弁護士には, 敷居が高い, お金が高いというイメージがある。あまり身近な存在ではなく, 遺言の作成や財産管理などで弁護士が高齢者を支援しているというイメージを全く持たない高齢者も多い。「高齢社会におけるホームロイヤー」を社会に広く浸透させていくためには, 今後, そのようなイメージをいかに払しょくできるかが大きな課題である。日弁連や弁護士会による積極的な広報活動も重要であるが, 個々の弁護士としては, ホームロイヤーを利用するメリットとして, 以下のようなことを挙げて, 高齢者に説明してみてもどうかと思う。

- ① 同じ弁護士がトータルかつ継続的に支援してくれ安心であること。事実関係をゼロから説明する必要もない。
- ② 職務に制約がないのは弁護士だけであり, また, 支援する弁護士は, 一般の弁護士と比較し, 高齢者の権利擁護や抱える法律問題について関心を持ち, 知識も有していること。
- ③ 依頼の範囲外 of 法律相談や事件についても一般より安い料金で依頼できる(顧問割引など)。

また, 高いというイメージのある報酬については, その高齢者から受領する報酬(財産管理, 死後事務, 遺言執行など)をトータルに考えて, 月額報酬については可能な限り低廉な金額で対応することで払しょくできないかと思う。

(2) 福祉制度等がよく分からないことに対する不安

ホームロイヤーとなる弁護士としては、金銭的な問題であればともかく、介護サービス、高齢期の施設・住まいの選択、医療対応、高齢者虐待、認知症に対する対応など福祉や身上監護に関する問題にはどのように対応したらよいか不安に感じ、それゆえ受任を躊躇する者も多いと思う。確かに、高齢者をトータルかつ継続的に支援するためには、金銭問題以外の福祉、身上監護の問題については適切に対応する必要がある、見て見ぬふりをする事は許されない。適切に対応がされない何のために高いお金を支払ってまでホームロイヤーをつけたのかということになり、高齢者の信頼を得ることも難しい。

しかしながら、前述したとおり、全てを弁護士が対応する必要はなく、必要に応じて、福祉関係者、医療関係者と連携して対応すればよい。ホームロイヤーとしては、どの福祉関係者、医療関係者に繋げばよいかインテークできる程度の知識があれば、十分に対応可能である。もちろん、高齢者の福祉制度や福祉機関等について最低限の知識を有する必要はあるので、シンポ当日に配布するマニュアルや、日弁連 e-ラーニング「高齢者の法律相談」等を活用してしっかり身に付けてもらいたい。

(3) 経験年数が少ない、若手である弁護士の受任について

また、「高齢社会におけるホームロイヤー」を広めていくためには、多数の弁護士に受任をしてもらう必要があるが、弁護士としての経験年数が少なかったり、まだ年齢的に若いということで不安に感じている弁護士もいるかもしれない。確かに、高齢者分野の業務は、依頼者やその家族とのコミュニケーションの取り方や報酬の問題など、弁護士経験や人生経験を積んでいる方が適切に対応、解決できるということはある。しかしながら、例えば、高齢者を支援する弁護士としては依頼者より先に死亡してはいけないわけであるし(依頼者より年齢的に若い必要がある)、また、若手の方が機動力、フットワークが軽いという若手ならではのメリットもある。経験の乏しさについては、予め確認すべき情報等が整理されている「ライフプランノート」や各種のマニュアル、e-ラーニング「高齢者の法律相談」等の各種研修などで補うことも可能である。報酬目的で杜撰な対応をするということでは困るが、高齢者をしっかり支援したいという志(こころざし)があるのであれば、まだ年齢的に若いことや経験年数が乏しいことについてはあまり気にせず、「高齢社会のためのホームロイヤー」として、是非、活躍してもらいたいと思う。

第4 ケーススタディ

【事例1】

Aさん(72歳)は、一人暮らしの女性である。配偶者・子どもはおらず、両親も既に他界しており、実家に兄がいるが、近年ほとんど交流はない。長年勤めた会社を退職し、現在の収入は年金だけだが、自宅マンションのローンも完済し、退職金とこつこつ貯めてきた預貯金もあって、生活に支障はない。

これまで大きな病気もなく独身の気楽さを満喫してきたが、最近とみに体力の衰えを感じ、物忘れも増えてきたため、急に老後に不安を感じてきた。

疎遠になった兄に頼りたくはないし、兄に財産を遺したいとも思わず、実家の墓に入りたいたとも思わない。安心して老後の生活を送り、遺った財産は恵まれない子どもたちのために役立てたいと考えている。

友人から遺言を作成した方がよいのではないかとわれ、弁護士Xを紹介された。

【Q1】

Aさんから相談を受けた弁護士Xとして、どのような法的支援を検討すべきか

【A1】

Aさんは差し迫った法律問題に直面しているわけではなく、相談内容も遺言作成についてである。しかし、頼るべき近親者のいないAさんは、今後、加齢や病気などにより身体能力、判断能力が低下したとき、その身上を監護し財産を管理するにはどうすればよいかという問題を避けて通ることはできない。また、死亡にあたっての財産処分はもとより、葬儀や埋葬などの死後事務についても、心身が万全な状態にあつてこそ検討・準備しておくことが大切である。

相談の端緒が遺言であっても、高齢者の抱える問題は多岐にわたる。現在そして将来の希望、不安、リスクなどを適切に把握し、生前の財産管理から死後の財産管理・処分、死後事務の処理に至るまでの総合的かつ継続的なサポートを検討し、助言・提案していかなければならない。

【Q2】

Aさんからの相談を受けるにあたって注意すべき点は何か

【A2】

【A1】で述べたように、当初の相談の趣旨が遺言であっても、その背景には様々な問題が潜んでいる可能性があり、相談者への総合的かつ継続的なサポートとして何が必要かを検討しなければならない。

したがって、高齢者から相談を受けるにあたっては、相談者の基礎情報をできる限り収集して相談者が抱える問題点と要望事項を適切に把握するとともに、総合的かつ継続的なサポートを行うための信頼関係を築き上げていくことが必要である。

しかしながら、高齢者は普段弁護士と接する機会も少なく、簡にして要を得た説明を行うことが難しい場合がままある。

そこで、予め一般的に聴き取るべき事項をまとめた「ライフプランノート」などを用意しておき、相談時に記入していくことで事実関係を適切に把握し、また信頼関係を築き上げていくことが非常に有効である。

【Q3】

Aさんへの法的支援の具体的な内容としてどのようなものが考えられるか

【A3】

1 遺言

- (1) Aさんの法定相続人は兄1人であるから、遺言がなければ、遺産は全て兄が相続する。そこで、Aさんに遺産を寄附したいなど死後の財産処分についての希望があれば、その旨遺言を作成しておくことが必要となる。
- (2) 紛失や隠匿・改ざんを防止し、方式違背による無効を防ぐためにも公正証書遺言によることが望ましい。

相談者が自筆証書遺言を望む場合には、遺言書の保管方法を検討する必要がある。弁護士が預かる場合には、貸金庫を利用するなどして、破損・紛失を防ぐため細心の注意を払わなければならない。

- (3) 遺言執行者の選任は不可欠ではないが、遺言執行者がいなければ、相続人が遺贈を履行することとなる。既に疎遠となっている兄に委ねることは適切でないと判断されれば、遺言で弁護士を遺言執行者に指定しておくことが望ましい。

しかし、自然人である弁護士は、遺言者より先に死亡してしまう可能性がある。そこで、遺言により、指定した遺言執行者が先に死亡した場合に、第三者に新たな遺言執行者を指定するよう委託しておくことを定めることができる。

日弁連弁護士業務総合推進センター遺言信託プロジェクトチームが母体となって設立され、既に幾つかの弁護士会とも提携を結んでいるNPO法人遺言相続リーガルネットワークが、遺言執行者の指定受託者となることができるので、利用を検討するとよい。

- (4) 遺言を作成しても、死亡の事実を弁護士が把握することは必ずしも容易ではない。そこで、遺言執行者に指定された場合などは特に、遺言作成で満足することなく、遺言者の安否を確認することも重要な職務となり得る。

2 任意後見

現在は健康なAさんであるが、将来判断能力が低下する可能性がある。しかしAさんは疎遠になった兄に身上監護、財産管理を委ねる意思はないし、また適切でもない。したがって要望のとおり遺言を作成するだけでは、Aさんの保護として必ずしも十分ではない。判断能力が十分うちに、将来判断能力が失われた場合の財産管理のため、任意後見契約の必要性を検討すべきである。

3 財産管理契約

任意後見は本人の判断能力が低下した時点において発効するものであるが、判断能力に問題なくとも相談者がその財産の管理を望む場合もあるし、一人暮らしの高齢者

などにはその必要性が高いことが多い。

それらのケースでは、民法上の委任契約として、弁護士を受任者とする財産管理契約を締結することが有効である。委任事項には特段の制約はなく、日常的金銭管理、福祉サービスや医療などの契約の締結、本人の見守りなど、事案に応じた柔軟な構成が可能である。また、葬儀・埋葬、医療、介護サービス、賃貸借等の契約の清算その他本人死亡後の事務（死後事務）を委任事項とすることもできると解されている。

そして、任意後見契約と財産管理契約を併用し、元気なうちは財産管理契約による管理を行い、判断能力が低下した時点で任意後見契約を発効させるようにすれば、切れ目ない継続的な財産管理が可能となる。

4 三点セット

公正証書遺言、財産管理契約、任意後見契約は、公証役場において同時に作成することが可能である。近時はこれらを「三点セット」と呼んで同時に作成する場合が増加している。見守り契約を入れて「四点セット」、尊厳死宣言公正証書を入れて「五点セット」と呼ぶこともある。高齢者の財産管理・処分を検討するにあたっては、常に総合的な対応に配慮することが重要である。

5 ホームロイヤー

このように、高齢者への法的支援は、生前の財産管理から死後の財産管理・処分、死後事務の処理に至るまでの総合的かつ継続的なサポートと捉えるべきであり、高齢者に寄り添い、総合的かつ継続的な支援を担っていく弁護士は「ホームロイヤー」と称すべきものである。

気軽に相談でき、人生のラストステージを一緒になって考えてくれ、その希望を自分に代わって実現してくれる、そのような「ホームロイヤー」としての弁護士が広く活躍することは、今日の高齢社会において我々に期待された役割である。

【Q4】

Aさんの希望を実現し、その権利を擁護することは、弁護士のみで行うことが可能か

【A4】

高齢者への総合的かつ継続的なサポートのための方策は多岐に及び、医療、介護、年金など社会保障制度にも対応する必要があるため、一人弁護士がなしうるものではない。

福祉機関、医療機関その他と関係諸機関と連携し、適切に役割を分担しながら協同して高齢者を支援していく体制を作り上げることが求められる。

【事例2】

Aさん（男性、83歳）は、配偶者Bさん（女性、80歳）と二人暮らしをしている。

Aさん、Bさんの間には子がない。Aさんの親族は、甥Dがいるのみであり、Bさんには、法定相続人にあたる親族がない。Aさん夫婦は、この数十年間、甥Dとは会っ

ていない。

1年ほど前、Bさんはアルツハイマー型認知症と診断され、最近、その判断能力低下が顕著となった。また、半年前ころ、Aさんに胃ガンが見つかったため、Aさんはその摘出手術をした。しかし、その経過は思わしくなく、現在、Aさんは余命が1年程度だとの診断がなされている。そして、Aさん本人もその告知を受けている。

以上のような経過もあり、Aさんご夫婦は、数十年にわたって住んできた市営住宅を離れ、半年ほど前、市営の高齢者向け住宅へと転居した。

Aさん、Bさんの資産関係は以下のとおりである。

Aさん：預貯金約3000万円、株式約200万円、その他めぼしい資産はない。

Bさん：預貯金約3000万円、株式約200万円、その他めぼしい資産はない。

近時、Bさんの従兄弟の子の配偶者Xが、Aさん宅にやってきては、1時間5000円の時給でAさんのヘルパー業務をするようになった。また、市営高齢者向け住宅へ転居したころから、Bさんの遠い親戚と名乗るYも現れるようになり、Yが転居時の物品購入費用や手間賃として100万円をもっていき、家財道具を購入してくれたが、その領収証などはもらっていない。また、Yは、市営高齢者向け住宅への転居時に、飼えなくなったAさんの愛猫を引き取って育てることとなり、Aさんはその養育費としてYに月額3万円を支払い続けている。Aさんは、X、Yの関与をやめてもらいたいと思っているものの、背に腹は代えられない、とも考えているそうである。

Aさん、Bさんともに、ADL（日常生活動作。食事、更衣、排泄等日常生活を営む上で不可欠な行動）の低下が見られるのにもかかわらず、要介護認定を受けていない。そのため、Aさん、Bさんともに、介護保険法上の介護サービスを受けていない。

Aさん夫婦は、なるべく長い期間、現在の住居において夫婦2人で静かに暮らしていきたいと願っている。

【Q1】

本件ではどのようなことが問題となるか。

【A1】

Aさん、Bさんの抱えている生活上の課題、問題点としては、

- ① Xから、ヘルパー代金として高額の金銭をとられている
- ② Yから100万円をもっていかれているが、その用途が不明である
- ③ Yに対して愛猫の養育費として月額3万円を支払っている
- ④ Aさん、Bさんの今後の介護方法をどのようにするか検討する必要がある
- ⑤ Aさん、Bさんの相続がどのようになる見込みか、遺言の有無などの調査や、今後の方針などを検討する必要がある
- ⑥ Aさんの余命が長くなく、病状によっては、今後の地域生活にも困難が生じうる
- ⑦ ⑥とあわせて、認知症のBさんの地域生活をどのように支えていくかを検討する必要がある

などが挙げられるであろう。そして、とくに①から⑤については、弁護士による法的対応を検討することが必要である。

【Q2】

高齢者への法的支援にあたって、どのようなことに配慮する必要があるか。

【A2】

高齢者の法律相談では、当事者の記憶している事実関係や法律関係が不明確であるために、当事者が必要以上に不安を感じたり、根拠のない事実に振り回されてしまったりしているケースが相当数見受けられる。そこで、客観的な資料、根拠に基づいて、当事者をめぐる身分関係、権利関係を調査し、その整理をすることが肝要である。その際、これらの事実関係、身分関係の整理をするためにも、ライフプランノートを活用するとよい。

本件では、Aさん、Bさんをめぐる親族関係が正しいのかどうか、Xとの親族関係に誤りがないか、Yの素性（Aさん夫婦との親族関係の有無、住所など）はいかなるものか、などを調査するとともに、これまでのAさん夫婦の預金の入出金履歴や振込依頼票の控えを確認するなどして、Aさん夫婦が不当な金銭搾取などを受けていないか、確認する必要がある。

【Q3】

親族が高齢者の財産から利益を得ている場合、どのような対処をすべきか。

【A3】

高齢者虐待防止法では、「養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること」を「養護者による高齢者虐待」の一類型と定義し、これを一般に経済的虐待という（同法第2条4項2号）。

この点について、厚生労働省老健局作成の「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」（2006年4月）は、経済的虐待を「本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由無く制限すること」と定義し、その具体例として、

- ・日常生活に必要な金銭を渡さない／使わせない
- ・本人の自宅等を本人に無断で売却する
- ・年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使用する

などを挙げている。ここで列举されている行為に限らず、上記定義にあてはまる行為がある場合には、高齢者虐待として取り扱い、地域包括支援センターや市区町村とも連携を図りながら対応をしていく必要がある。

また、上記定義にあてはまるかどうか判然としない場合であっても、高齢者虐待への早期発見・早期対応をすべく、「養護者」による虐待（もしくはその疑い）があるものとして、通報等の適切な処置をとるべきである。そして、通報後も、弁護士としてどのような対応をしていくべきか、関係機関と協議しながら事件を進めていくべきである。

また、このような場合、養護者が経済的に困窮している場合も少なくない。そのようなときには、関係機関と相談しながら、養護者を法律相談に誘導し、債務整理を促すなどして、養護者の支援をすることも考慮すべきである（高齢者虐待防止法14条）。そうすることで、高齢者に対する経済的虐待の根本原因を絶つことができる。

【Q4】

在宅で介護保険サービスを利用するためには、どのようなことをすればよいか。

【A4】

介護が必要な状態になったからといって職権的に介護保険サービスが提供されるわけではない。介護保険サービスを受けるためには大まかに以下のプロセスを踏む必要がある。

- ① 要介護認定：市区町村に要介護認定の申請をし、要介護認定を受ける。この要介護度によって、利用できるサービスの限度額が異なる。
- ② ケアプラン作成：どのサービスをどの程度利用するか計画(ケアプラン)を立てる。これは、通常、居宅介護支援事業者のケアマネージャーに依頼して作成する。ケアプランは市区町村に届け出る。
- ③ 介護事業者のサービス利用：ケアプランに合わせて介護事業者を選び、訪問介護(ホームヘルプサービス)や通所介護(デイサービス)などの介護サービスを利用する。
- ④ 費用の支払等：利用者の負担額は、サービス利用料の1割相当額(ただし上限あり)である。残りの9割相当額は市区町村が負担する。

本件の場合、Aさん、Bさんそれぞれについて、要介護認定を受けるところからは始める必要がある。まずは、管轄の市区町村や地域包括支援センターなどに問い合わせ・相談をするべきであろう。

【Q5】

どのような福祉関係機関との連携が必要か。

【A5】

地域包括支援センター、社会福祉協議会、民生委員、市区町村の高齢者相談窓口、介護保険事業者の担当ケアマネージャー、ヘルパー、医療機関の医療ソーシャルワーカー、シルバー人材センター、当該高齢者向け住宅の管理人など、福祉関係を中心とした様々な機関と連携することが考えられる。これら機関のうち主なものの特徴は以下のとおりである。

- ① 地域包括支援センター(介護保険法115条の39)
目安として中学校区にひとつ設置されている。地域住民の心身の健康保持、生活安定のための必要な援助・支援を包括的に行い、一体的サービス提供を行うための中核的機関としての役割を果たしている。
- ② 市区町村社会福祉協議会(社会福祉法109条、110条)
通称「社協(しゃきょう)」。民間団体だが、人的・物的に行政との繋がりが強く、公的機関と同様の役割を果たすことが期待されている。判断能力の不十分な人を対象に低額で、福祉サービス制度の利用援助、日常的金銭管理、重要な書類等の預かり保管等のサービスを提供する「日常生活自立支援事業(旧地域福祉権利擁護事業)」などを行っている。
- ③ 民生委員(民生委員法、老人福祉法9条など)

地域に住む高齢者などの福祉に関する様々な相談に応じ、各種関係機関への橋渡しなど必要な支援活動を行っている。名誉職で、任期は3年である。

可能であれば、関係機関の担当者が一堂に会するケース会議を定期的で開催し、そこで関係機関が情報共有をしておくこと、ご本人に対してより有機的な支援をすることが可能となる。そこでは、関係機関からAさん夫婦の抱えている生活課題や問題点を挙げてもらったり、それに対する対応策、解決策を協議するとともに、各機関の役割分担を明確にして、切れ目のない地域生活支援を目指すこととなる。

以上のような福祉関係機関ばかりでなく、横領、詐欺、恐喝、暴行、傷害などといった犯罪行為が行われているような事案では、警察などと連携することも十分に考えられる。

さらに、転居前の市営住宅での近隣住民、知人、友人などといった個人的な知り合い、ボランティア、NPO法人など、インフォーマルな組織、人物などとも連携して、Aさん夫婦の地域生活を支えていくことも考えられる。

【Q6】

Aさんには、どのような法的支援が考えられるか。

【A6】

Aさんと弁護士の間でホームロイヤー契約や財産管理契約を締結し、Aさんの財産管理行為を代理したり補助したりすることが考えられる。あわせて、X、Yらの経済的虐待行為を排除しつつ、過去に搾取された財産の取り戻し交渉、訴訟などをしていくことにもなるだろう。

さらに、Aさんと弁護士の間で任意後見契約を締結することも考えられる。もっとも、余命が1年程度と診断されてしまっているAさんの場合、今後の判断能力低下の可能性や任意後見契約に要する費用などを考慮し、Aさんともよく相談をしながら、慎重に検討していくべきであろう。

また、Aさんが、「財産をDに相続させず、Bに相続させたい」との意向を持っているのであれば、その旨の遺言作成を支援することも考えられる。

【Q7】

Bさんには、どのような法的支援が考えられるか。

【A7】

Bさんには、近時その判断能力低下がみられ、XやYからの経済的虐待がなされている可能性が極めて高い状態にあるから、Bさんを本人とする成年後見開始審判申立てをすることが考えられる。本件のような経済的虐待案件などであれば、虐待者に対する対応、交渉や法的責任追及が必要となるものと思われる。よって、弁護士は、Aさんから委任を受け、Aさんを申立人、Bさんを本人、専門職たる弁護士を成年後見人候補者とする申立てを検討すべきであろう。

また、経済的虐待によって、成年後見開始審判までの間に本人の財産が散逸してしまうようなおそれがある事案では、あわせて審判前保全処分を申し立てることも検討しなければならない。

そのうえで、弁護士がBさんの成年後見人に選任された際には、Bさんの成年後見人として、経済的虐待行為を防止しつつ、損害賠償請求や不当利得返還請求などといった法的責任追及を行っていくことになるであろう。あわせて、Bさんが地域生活をされていくなかで、適切な介護保険サービスを受けられるよう、成年後見人として、関係機関と調整をしたり、介護保険サービス契約を締結したりすることとなる。

【事例3】

Aさん（男性、83歳）は、木造二階建てアパート物件を所有している。本件アパートは、国有地上に建っているものの、建設された経緯は不明であり、Aさんは地代等を支払っていない。本件アパートは1963年築で、賃貸用六畳間（キッチン付き）が4室あり、トイレ共同、風呂なし、という現況である。Aさんは、1973年ころ、前所有者Pから本件アパートを300万円で購入したとのことであるが、前所有者Pとの間で交わしたという売買契約書は紛失しており、Pの生死、所在はいずれも不明である。

昭和の年代、本件アパートは4室とも賃貸されている状態が続いたが、100メートル離れたところにあった銭湯が廃業して以降、なかなか賃借人がつかなくなった。そのため、平成の年代になると、Aさんは、もっぱらX国人に対して本件アパートを賃貸するようになった。現在、本件アパートには、X国人Yの1世帯が居住しているだけになっている。X国人Yが支払う家賃額は月額3万円であり、4か月遅れで家賃を支払っている状況にある。

本件アパートの空き部屋には、過去の賃借人が放置していったと思われる粗大ゴミが充満している。さらに、野良猫がかかる空き部屋に住みつき、外部との間で勝手に出入りをしているため、同空き部屋には猫の糞などが散見される状況にある。本件アパートに附属している庭（約3平方メートル）にも草が生え放題となってしまうている。

Aさんの親族は、従兄弟の子Sがいるのみであり、両人間ではほとんど交流がない。

Aさんには、本件アパート以外の資産はない。また、Aさんに年金はなく、上記家賃収入を含めても最低生活費を下回る状況にあるため、Aさんは、最近、生活保護を受給するようになった。福祉事務所のケースワーカーからの報告によると、Aさんはクレジット会社Zから約100万円の請求をされているとのことである。これは、約5年前、Aさん宅に訪問販売員がやってきて、約50万円の羽毛布団を購入させられた際に組まれた立替金及び遅延損害金である。

現在、Aさんは、本件アパート二階の管理人室で生活をしているが、自力歩行が困難であるため、一人で階下へ降りることすらできない状況にある。また、二階共同トイレに向かう際にも、Aさんは共用廊下を這って移動せざるを得ない。

Aさんは、本件アパートでの地域生活に限界を感じ、もっと快適なところに住みたいと考えている。

【Q1】

いわゆる多問題ケース（当事者が複数の課題・問題を抱えているケース）の場合、最初になにをすべきか。

【A1】

まず、当事者をめぐる事実関係の確認・検討や、当事者の抱えている生活上の課題、問題点の洗い出しを行うべきであろう。

本件Aさんの場合、その事実関係をめぐっては、

- ① Pの所在、素性を調べる、
- ② Sとの身分関係を戸籍等で確認する、
- ③ Sとのこれまでの関わりや今後の関与の可能性について検討する、
- ④ Aさんの資産・負債、収入・支出で漏れているものがないか確認する、
- ⑤ クレジット会社Z以外からの債務を負っていないか、同種被害に遭っていないかなどを確認するなどの作業が必要である。

また、Aさんの抱えている生活上の課題、問題点としては、

- ⑥ 本件アパート前所有者Pとの売買契約の内容や、Pとの権利義務関係が不明
- ⑦ 本件アパート底地所有者である国との権利義務関係が不明
- ⑧ 賃借人Yに対して未払賃料、場合によっては建物明渡請求をしたい
- ⑨ クレジット会社Zからのクレジット代金請求100万円への対応
- ⑩ 自力歩行困難であり、本件アパートでの生活に不便がある
- ⑪ 本件アパート空き部屋の粗大ゴミや野良猫によって不衛生な状況にある、
- ⑫ 以上の事実関係を前提にAさんがより快適な場所での生活を望んでいるなどが挙げられる。そして、特に⑥から⑨については、弁護士による法的対応をすることが考えられる。

この作業は、弁護士だけで事実関係の聴取をしたり、問題点を考えたりするのではなく、福祉関係機関関係者とも情報共有を図り、正確な事実確認をするとともに、多面的・多角的な問題把握をするようにすべきである。

【Q2】

法的支援を必要としている人に資力がない場合、どうすればよいか。

【A2】

法テラス（日本司法支援センター）の民事法律扶助制度を用いれば、無料法律相談（法律相談援助）や弁護士費用の立替え（代理援助）といった援助を受けることができる。Aさんのように生活保護を受けていて、立て替えた弁護士費用の償還をすることに困難がある方には、援助終結まで立替費用の償還を猶予したり、援助終結時に立替費用の償還を免除したりすることができる。詳細は管轄の法テラス地方事務所に相談をするとよい。

また、重度の認知症高齢者等の成年後見人に弁護士が選任された場合、後見人報酬等の支払が困難であると認められるときには、その後見人報酬を市区町村に助成してもらおう「成年後見制度利用支援事業」を用いることも考えられる。この事業は、市区町村によって実施の有無、要件などが異なるので、詳しくは管轄する市区町村と協議・相談をするとよい。

【Q3】

Aさんには、どのような法的支援ができるか。

【A3】

本件では、1 本件アパートをめぐる法的問題、2 借借人 Y との法的問題、3 クレジット会社 Z との法的問題の3点を中心に法的支援をすることになるであろう。

1 本件アパートをめぐる法的問題

まずは、本件アパート底地をめぐる法律関係・権利関係を調査する必要がある。Aさん宅に残っている各種書面や写真を精査したり、Aさんから委任を受けて、国の担当部署（国有地管理の問題であれば財務省財務局の財務事務所）や本件アパート購入時の不動産業者、司法書士などから事情聴取を行うなどして、これまでの事実経過を洗い出すことが考えられる。その結果、判明した事実をもとに、本件アパート底地の時効取得の可否、とるべき手続などを検討することになる。

ここで、例えば、本件アパート底地を時効取得できる可能性が高いのだと判断した場合、時効取得することによるデメリット（一時所得が発生することと生活保護受給の調整、かかる一時所得への課税関係の調整）を検討したり、そのための手続選択（国に対する訴訟提起の適否、敗訴リスク）などを検討し、Aさんにその内容を十分に説明して、今後の手続選択をしていくことになるであろう。

他方、Aさんの占有が他主占有である場合など、本件アパート底地の時効取得が困難だと考えられるのであれば、底地所有者たる国との権利義務関係がどのようなものであるのかをさらに検討することになる。例えば、国と交渉を行い、新たな賃貸借契約を結んだり、本件アパート底地の払い下げを受けたりすることについて、その実現可能性やメリット・デメリットを調査し、Aさんとよく相談をしながら方針を決定していくことになろう。

また、上記方針のいずれをとることになるのだとしても、「本件アパートをどのようにするか」という問題は、「Aさんが今後どこでどのような生活をされるのか」「適切な転居先があるのか」といった問題とあわせて解決しなければならない問題といえる。そこで、Aさんや福祉機関関係者とともに、Aさんの今後の生活設計を十分に相談しつつ、それにあわせて本件アパートをめぐる法的問題の解決方針も決定することとなるだろう。

2 借借人 Y との法的問題

次に、借借人 Y に対する未払賃料請求をすることが考えられる。また、Aさんのご希望と状況によっては、借借人 Y に対して建物明渡請求をすることとなるであろう。この点については、Aさんのもとに残っている証拠資料が乏しい場合であっても、仲介不動産業者の手持ち資料の提出を受けたり、Y と弁護士の交渉内容を証拠化するなどして、十分な交渉や訴訟追行ができるように工夫をするべきであろう。

3 クレジット会社 Z との法的問題

クレジット会社 Z からのクレジット代金請求 100 万円がなされている点についても、

他の債務があるのかどうかを調べるとともに、特定商取引法、消費者契約法、割賦販売法などに照らして上記 100 万円の債務を免れられないかを検討する。最終弁済日から 5 年を経過している場合など、かかる債務の消滅時効を援用しうることもある。

場合によっては、A さんが生活保護受給中であり、本件アパートの資産価値がほとんど見込まれないことなどから、A さんについて自己破産申立てをしなければならないことも考えられる。

【Q 4】

A さんの認知症が進んだ状態にあり、A さん本人による介護保険サービスの契約締結ができない場合、介護保険サービスを受けることができないか。

【A 4】

介護保険制度のもとでは、介護サービスを受けるためには原則として契約をしなければならないこととされている。

しかしながら、高齢者虐待案件などを中心として、介護サービスを必要としているのにもかかわらず、適切に契約をすることを期待できないケースもある。

このようなとき、老人福祉法上の「やむを得ない事由による措置」として、市区町村が高齢者のおかれた状況を判断し、職権的な措置によって介護保険サービスを提供することができる（老人福祉法第 10 条の 4、第 11 条）。具体的には、高齢者が親族等から虐待を受けている場合や、認知症が進んで意思能力が著しく減退しているにもかかわらず高齢者をサポートする親族等がない場合などに、市区町村は、「やむを得ない事由」ありとして、かかる措置を行う。

したがって、このような場合であれば、市区町村の担当窓口や地域包括支援センターと相談・連携をしながら、適切な介護保険サービスが受けられるように調整を図るべきである。

【Q 5】

介護保険サービスを利用すれば、過去の賃借人が残していった粗大ゴミをホームヘルパーに片付けてもらうことができるか。また、本件アパートの庭の草むしりをお願いすることはできるか。

【A 5】

介護保険サービスでは、「日常生活の援助」や「直接本人の援助」に該当しない行為は、サービス対象外となっている。

例えば、粗大ゴミを片付けさせることは、日常的に行われる家事の範囲を超え、「日常生活の援助」とはいえないので、介護保険サービスを用いてホームヘルパーにやらせることはできない。同様に、草むしりをさせることも、ホームヘルパーに行わせなくても日常生活を営むのに支障が生じないと判断されるので、介護保険サービスを用いることはできない。

もっとも、市区町村によっては、独自に介護保険の対象外サービス（例えば、配食サービスや訪問理容・美容サービス、話し相手サービスなど）を提供しているところがある。このようなサービスは、介護保険の枠組みにとらわれないものなので、場合によっ

ては要介護認定がなされていない高齢者でも利用することができる。詳しくは、管轄する市区町村担当者、地域包括支援センター職員に相談してみると良いだろう。

さらに、介護保険対象外のサービスについて、シルバー人材センター、NPO法人、ボランティアなどを活用することもありえる。

なお、金銭的に余裕があるのであれば、民間事業者が行うサービス（ただし、費用は全額自己負担。）を利用することも考えられる。

【事例4】

相談者 A は 75 歳の男性。元公務員であったが、現在は定年退職し、年金生活を送っている。妻は 5 年前に他界。自宅は一軒家で自己所有。預貯金は、退職金などを貯めて約 3000 万円を保有している。

長男 B は 45 歳で、統合失調症。かつては福祉作業所に定期的に通っていたが、現在は体調を崩し、ほとんど外出をしない生活を送っている。障害年金を受給し、預貯金は、A が B の名義で蓄えた約 500 万円。

現在は、自宅で A と B の二人暮らし。B の食事等の生活の面倒は、すべて A が看ている。A は、自己の死後に一人残される B の将来を心配している。

【Q1】

親なき後の問題とは何か

【A1】

親なき後の問題とは、知的障がい者・精神障がい者等を子に持つ親が、現在のところは、子の身上監護や財産管理を行っているが、親の死後において、子に対する支援体制をどう構築するか、どのような社会資源を活用して子の平穏な生活を維持していくかという問題である。

一般に、親なき後の問題では、親が元気なうちは、第三者の手を借りることなく、親自身が子の面倒を看たいという思いが強い点が特徴的である。

【Q2】

B のために成年後見の申立てをした方がよいか。申立てをする場合、誰が申立人・後見人等候補者となり、いつごろ申立てをすればよいか。

【A2】

子の判断能力の程度によっては、家庭裁判所に成年後見の申立てをして、選任された後見人等が子のために療養看護や財産管理を行う。申立人は父である A が行う。ホームロイヤー弁護士としては、A による申立てを支援し、又は A の代理人として申立手続を行う。

後見人等は家庭裁判所の裁量で選任されるが、家庭裁判所の判断における参考に供すべく、申立時に後見人等候補者を掲げることも可能である。A が元気なうちは、A が後

見人等として B の療養看護等を行うことが望ましく、また、A もそれを希望することが通常であると思われる。ホームロイヤー弁護士としては、A と相談の上で、できれば A を後見人等候補者として掲げる。A が後見人等になれば、一般には後見報酬の請求をしないので、後見報酬の支払原資等の心配をする必要がない。

もっとも、A が高齢であるとか、病気がちであるといった諸事情から、A 自身が後見人等になることに躊躇する場合もあろう。その場合には、ホームロイヤー弁護士が後見人等候補者となることも検討する。

A が後見人等に就任した後に、体調悪化等の理由で A が後見人等の職務を遂行することができなくなった場合には、後任の後見人等を家庭裁判所に選任してもらわなければならない。その際、A が「この人ならば」と考える第三者が後任の後見人等に選任されるように、あらかじめ A が希望する後任の後見人等候補者を書面で家庭裁判所に提出しておく。後任の後見人等も家庭裁判所の裁量で選任されるが（民 843Ⅱ）、こうした A の意向は、家庭裁判所の判断材料の 1 つになる。

成年後見の申立ては、A の死後に B の四親等内の親族から行うことも可能であるが、できれば A が生きている間に申立てをしておくことが望ましい。なぜなら、判断能力の低下した B の権利擁護を A の存命中から実現すべきであるし、上記のとおり後任の後見人等候補者についての意見を家庭裁判所に提出しておくこともできる。また、親が死亡すると、直ちに子の財産の管理する必要があるにもかかわらず、速やかに申立てがなされずに、子が財産侵害を受けることがあり得るからである。

【Q 3】

A が元気なうちは B の法定後見の申立てをせず、将来、A の判断能力が減退した時点で B の法定後見の申立てをする方法があるか。

【A 3】

親が元気なうちは親が自ら子の面倒を看ることが通常であるため、子の法定後見の申立てに躊躇するケースが多い。しかし、将来、親自身に判断能力の減退が始まってしまうと、その時点では、親が子のために法定後見の申立てをすることが現実には困難になってしまう。

そこで、A は、元気なうちに、信頼できる第三者と任意後見契約を締結し、その中で、B の法定後見の申立手続を委任しておくことが可能である。ホームロイヤー弁護士が任意後見受任者となってもよい。

任意後見契約を締結した場合、将来、A の判断能力が不十分になった時点で家庭裁判所に対して任意後見監督人の選任の申立てをする。任意後見受任者もこの申立てをすることができるので、ホームロイヤー弁護士が任意後見受任者となった場合には、A の判断能力について日頃から注視し、A に判断能力の低下が認められた時点で、速やかにその申立てを行う。

そして、A について任意後見が開始した後に、任意後見人が A の代理人として、B のために法定後見の申立てをする。

【Q 4】

A が死亡した後に、B の財産を安全確実に管理運用する方法はないか。

【A 4】

B に後見人等が就任している場合には、A の死後においても、引き続き後見人等が B の財産を管理することになる。

このほかに、親なき後に、安全確実に子の財産を管理運用する方法として遺言信託がある。これは、親が遺言により、信託銀行などを受託者として財産を移転し、受託者は、親なき後に、遺言に従って受益者である子に定期的に生活費などを支払う方法である。ただ、現在のところ、信託銀行は、不動産の信託をほとんど受け入れておらず、実際に利用されているのは金銭などの信託に限られているのが実情である。

A の死後、B の後見人等が選任されるまでの間は、B の権利・利益を擁護する者が一時的に不在となるが、事前に信託が設定されていれば、B の財産は受託者によって安全確実に管理されることになる。ただし、信託を利用したとしても、B に判断能力がない場合には、結局のところ、B 自身は受け取ったお金の管理をすることができないので、別途、後見人等を選任することが必要となる。

なお、重度の心身の障がい者の生活費や療養費に充てるため、当該障がい者を受益者として家族などが信託銀行に金銭を信託するときに、総額 6000 万円を限度として贈与税が非課税になるという特定贈与信託の制度もある。

【事例 5】

相談者 A は甲株式会社を経営する 65 歳の男性。相続人は、妻 B (63 歳) と三人の子供がいる。A は甲社の後継者を 36 歳の長男 C と決めているので、甲社に関する事業用資産は長男に承継させたい。

A の資産総額は、3 億円 (生命保険を除く) で、そのうち、甲社に関する事業用資産の合計が約 2 億 2000 万円と大半を占めている。その他事業性のない資産としては、現預金 3000 万円と、自宅 5000 万円がある。

A としては、現預金 3000 万円は、相続後の妻の生活資金として使って欲しいと思っており、できれば兄弟間での財産争いはして欲しくないと思っている。

他方、A は、自分の経営する会社の債務につき、2 億 5000 万円の保証人になっており、さらに A は、ゴルフ友達である F が経営する乙社の債務につき 1 億円の保証人になっている。

【Q 1】

事業承継とはなにか。

【A 1】

事業承継とは、会社の経営について経営者が後継者に引き継ぐことをいう。これは、株式の移転を通じた会社の支配権・経営権の移転や事業用の資産の移転といった財産面のみならず、会社の経営姿勢、経営者としての思想といった経営理念の承継も含む。

事業承継には、大きく分けて、①経営者の子息子女などの親族に承継させる方法（親族内承継）、②親族でない従業員や役員、外部から招へいた者に承継させる方法（親族外承継）、③第三者に事業を売却等により承継させる方法（M&A）があり、③の方法は②の方法の一種と言える。

事業承継は、一般に税務・会計の問題と思われがちであるが、法的問題の処理も重要であるので、弁護士が力を発揮する場面の1つである。

仮に経営者が何らの対策もせずに死亡した場合、基本的には法定相続分に応じた遺産分割がなされることになるが、その場合、遺産分割そのものに手間暇がかかるだけでなく、株式の共有の問題や、経営者の会社に対する貸付金の処理など困難な問題が起こる事態も予想され、場合によっては会社の存続にも影響を与えかねない。また、相続人が複数いる場合は、弁護士としては、関係者間の利害調整も大切な仕事となる。その場合、弁護士は、利益相反関係に細心の注意を払わなければならない。

なお、会社の代表者個人の弁護士は、個人的な相談事だけでなく、会社経営についての相談にも応じることが通常である。ただし、代表者が会社に対して債権債務を有し、また、代表者が会社の債務を個人保証しているなど、代表者個人と会社の利害が対立する場面も少なくない。従って、弁護士は、同時に会社との顧問契約を締結しないことが適切であろう。

【Q2】

法人に関する事業用資産を長男に承継させる場合、どのような法的リスクがあるか。また、その対策はどうすればよいか。

【A2】

事業を承継するCが安定してAの事業を引き継ぐには、①Cとその協力者とで甲社の議決権総数の3分の2以上を保有すること（少なくとも過半数は確保したい）、②不動産などの事業用の資産を事業の承継後も引き続き利用できるようなことが必要になる。

財産の承継方法として代表的なものを挙げると、Aの生前に実現する方法として生前贈与、死後に実現するものとして遺言がある。

Aは、事業用資産を長男Cに承継させたいと考えているが、Aの総資産のうち事業用資産が約4分の3を占めているので、事業用資産をそのままCに承継させると、他の相続人（妻B、二男D、三男E）の遺留分を侵害し、Aの死亡後にそれらの者から遺留分減殺請求をされるおそれがある。遺留分減殺請求があると、事業用資産の帰趨に混乱が生じ、事業そのものに影響が及ぶ可能性があるため、避けたいところである。

本件において、相続人それぞれの遺留分の割合は、Bが4分の1、C、D、Eが各12分の1となるので、DとEの遺留分を侵害しないようにAの財産を移転していく方策を考えることになる（Bは、AとCに協力的であることが多いので、ここではDとEに対する方策を考える）。

なお、裁判例では、遺留分算定の基礎財産の計算における「債務」（民法1029条1項）には保証債務は含まれないので、注意が必要である。

本件では、DとEの遺留分の額は、それぞれ2500万円である。仮にAが遺言でDと

E のどちらかに自宅を相続させることにすれば、その者からの遺留分減殺請求は防げるが、C が甲社の経営を継ぐ以上、A としては自宅も C に継いで欲しいと考えることが多いと思われる。また、自宅を相続しない者に対する遺留分対策も別途考えなければならない。そうすると、いずれにせよ遺留分侵害は避けられない。

そのような状況で、出来るだけ会社の経営に影響を与えない承継方法を考えると、1 つには、①重要な資産はできるだけ早めに生前贈与（譲渡）してしまう。これは、新しい贈与から順に遺留分減殺されていくので、早めに贈与しておくことで、重要な資産は減殺請求の対象になる可能性が低くなるからである。

次に、②定款変更による種類株式（議決権制限株式）の発行により、非後継者である D と E に議決権制限株式を取得させる方法がある。これによれば、非後継者が株主になっても、会社の経営に口出し出来ない。

さらに、③生命保険などを活用して非後継者に対して価格弁償をすることで、遺留分の点について譲歩してもらい、場合によっては、遺留分権利者に「遺留分の事前放棄」をしてもらうことも考えられる。

また、A の負う保証債務を、相続人内部の負担として C が負担するなどという取り決めをすることも遺留分対策になる。

【Q3】

A が負担している合計 3 億 5000 万円の保証債務はどのようにして処理すればよいか。

【A3】

ホームロイヤー弁護士は、A が現役の経営者である間はもちろんのこと、A が引退した後も、A が残りの人生において幸せな生活を送ることができるよう努めなければならない。本件では、A は、引退後、心安らかに過ごすために保証債務の負担から免れたいと考えるであろう。

しかし、自分が経営する甲社の保証債務については、経営責任の観点から、保証債務を免除してもらうことは難しい。他方、乙社の保証債務については、A が経営責任を負う立場にないので、金融機関と交渉の上、何らかのタイミングで保証人から外してもらえこともある。

ホームロイヤー弁護士は、A がどのような保証債務を負っているのかを把握した上で、A 個人のプラス財産と保証債務を含めたマイナスの財産とを比較して、A の死後を含めた将来の展望について相談に応じる。場合によっては、A の家族や関係者に A の財産に関する情報を開示しておいた方が、事後における無用のトラブルを回避するために有効である。

なお、遺留分対策としては、事業を承継する者が保証債務も責任をもって支払うという取り決めをすることも有効である。ただし、この取り決めは、相続人内部での効力しかなく、債権者である金融機関には効力が及ばないので注意が必要である。